

新潟県条例第11号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表（以下「移動附則別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表（以下「移動後附則別表」という。）が存在する場合には当該移動附則別表を当該移動後附則別表とし、移動附則別表に対応する移動後附則別表が存在しない場合には当該移動附則別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示、削除項及び附則別表の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び附則別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.5</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の1.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6	<p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.96</u>を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.4</u>を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">100分の2.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.8</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8												

(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(2)・(3) (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.3
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.5
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の0.7

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の4.8を乗じて得た金額

(2)・(3) (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.9
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の1.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1.9

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
ウ 各事業年度の所得に100分の0.7を乗じて得た金額
(2)・(3) (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成28年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの
(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車と平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.96を乗じて得た金額
イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.4を乗じて得た金額
ウ 各事業年度の所得に100分の1.9を乗じて得た金額
(2)・(3) (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車と平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併

用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

3 次に掲げる自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成

2 次に掲げる自動車は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭

27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

5 次に掲げる自動車は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネル

和54年法律第49号) 第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) (略)

3 (略)

4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄

ギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) (略)

6 (略)

7 第3項(第4号に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

8 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第5項に規定する自動車にあつては最大軽課税率

に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

5 (略)

第21条 法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

第22条 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附則別表第2

(略)

の欄に掲げる額を、第6項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

9 附則別表第2の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第2項から第4項まで及び第7項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第2項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第3項(第7項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第4項(第7項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

10 (略)

第21条 法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

第22条 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附則別表第2

(略)

附則別表第3

(略)

附則別表第4

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。
(事業税に関する経過措置)
- 2 改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)第31条及び附則第17条の2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業

税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例附則第20条の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日が大气污染防治法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例附則第20条第1項の規定の適用については、同項中「第2条第16項」とあるのは、「第2条第14項」とする。

(新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部改正)

5 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第2項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（<u>県税条例附則第20条第2項第3号</u>に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。）が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、<u>県税条例附則別表第1</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の<u>中間軽課税率</u>の欄に掲げる額とする。</p> <p>3 充電機能付電力併用自動車であって<u>県税条例附則別表第1</u>の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の<u>中間軽課税率</u>の欄に掲げる額に、<u>県税条例附則別表第2</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第3項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（<u>県税条例附則第20条第3項第3号</u>に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。）が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、<u>県税条例附則別表第2</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の<u>最大軽課税率</u>の欄に掲げる額とする。</p> <p>3 充電機能付電力併用自動車であって<u>県税条例附則別表第2</u>の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、<u>県税条例第59条</u>から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の<u>最大軽課税率</u>の欄に掲げる額に、<u>県税条例附則別表第4</u>の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応</p>

<p>じそれぞれ同表の<u>中間軽課税率</u>の欄に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>じそれぞれ同表の<u>最大軽課税率</u>の欄に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>4～7 (略)</p>
--	--

(新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(検討)

- 7 県は、この条例の施行後2年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、新条例第31条及び附則第17条の2の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(この条例の失効)

- 8 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。